

Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー

- ⇒ グループ通算制度においては、通算グループ内の他の通算法人の期限内申告におけるグループ調整計算の基礎となる数値の計算に誤りがあった場合には、その数値は当初申告額に固定され、誤りがあった法人についてのみ修正申告又は更正の請求の対象になります（**遮断措置**）。ただし、一定の要件を満たす場合には、この遮断措置を適用しないこととされています（**全体再計算**）。
- ⇒ 全体再計算については、グループ調整計算に係る各規定に共通した要件（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）のほか、各規定の目的に応じた制度固有の要件が定められています。
- ⇒ ここでは、グループ調整計算に係る各規定の分類を整理するとともに、具体的な判定フローを紹介しています。

グループ調整計算に関する各規定（遮断判定に係る主なもの）	本記載例の該当ページ	全体再計算となるための要件			判定フロー
		法64の5⑧の規定（注1）	法64の5⑥の規定（注2）	制度固有の規定	
交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額）（措法61の4③四）	85～	○	○	○	判定フローA
通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額（令19⑦）	73～	○	○	○	判定フローB
損益通算（法64の5⑥⑧）	48～	○	○	—	判定フローC
欠損金の通算（法64の7⑧）	60～	○	○	—	
中小通算法人等の軽減対象所得金額（法66⑨）	9～	○	○	○	判定フローD
外国税額控除（法69⑯⑳）	18～	○	—	○（注3）	—
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4⑯⑰）	32～	○	—	—	—

（注）1 「法64の5⑧の規定」とは、法第64条の5第8項《損益通算》の規定（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の適用があることをいいます。すなわち、法第64条の5第8項の規定が適用される場合には、全ての規定について遮断措置は適用されずに全体再計算となります。

なお、この要件は税務署長が判断するものになりますので、次ページ以降の判定フローでの説明は省略しています。

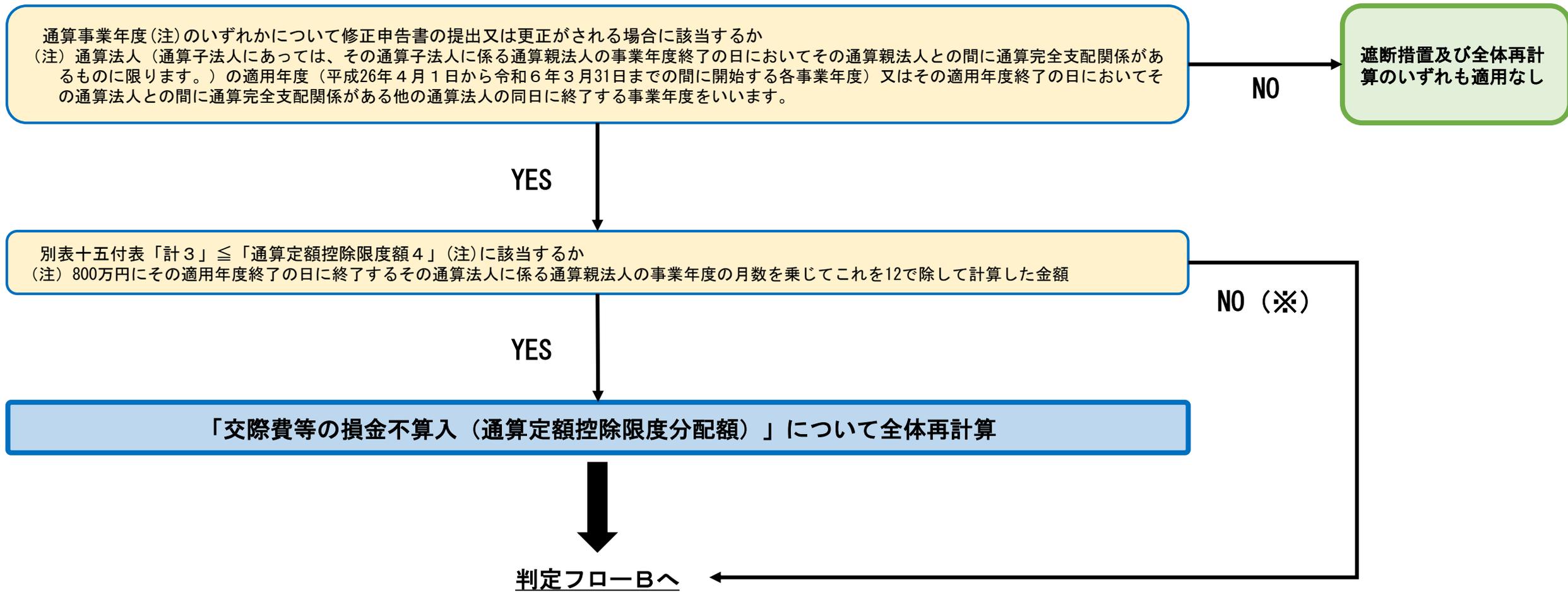
2 「法64の5⑥の規定」とは、法第64条の5第6項の規定（欠損事業年度の全体再計算）の適用があることをいいます。

3 外国税額控除については、全体再計算ではなく当初申告税額控除額固定解除措置及び当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置に係る要件となりますが、これは主に税務署長が判断するものになりますので、次ページ以降の判定フローでの説明は省略しています。

- ⇒ 例えば、「中小通算法人等の軽減対象所得金額」については、法第64条の5第6項又は第8項の規定が適用されない場合であっても、制度固有の規定に該当するときは全体再計算となります。「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」については、法第64条の5第8項の規定が適用される場合に限り全体再計算となります（法第64条の5第8項の規定が適用されない場合には、常に遮断措置が適用されます。）。

Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー

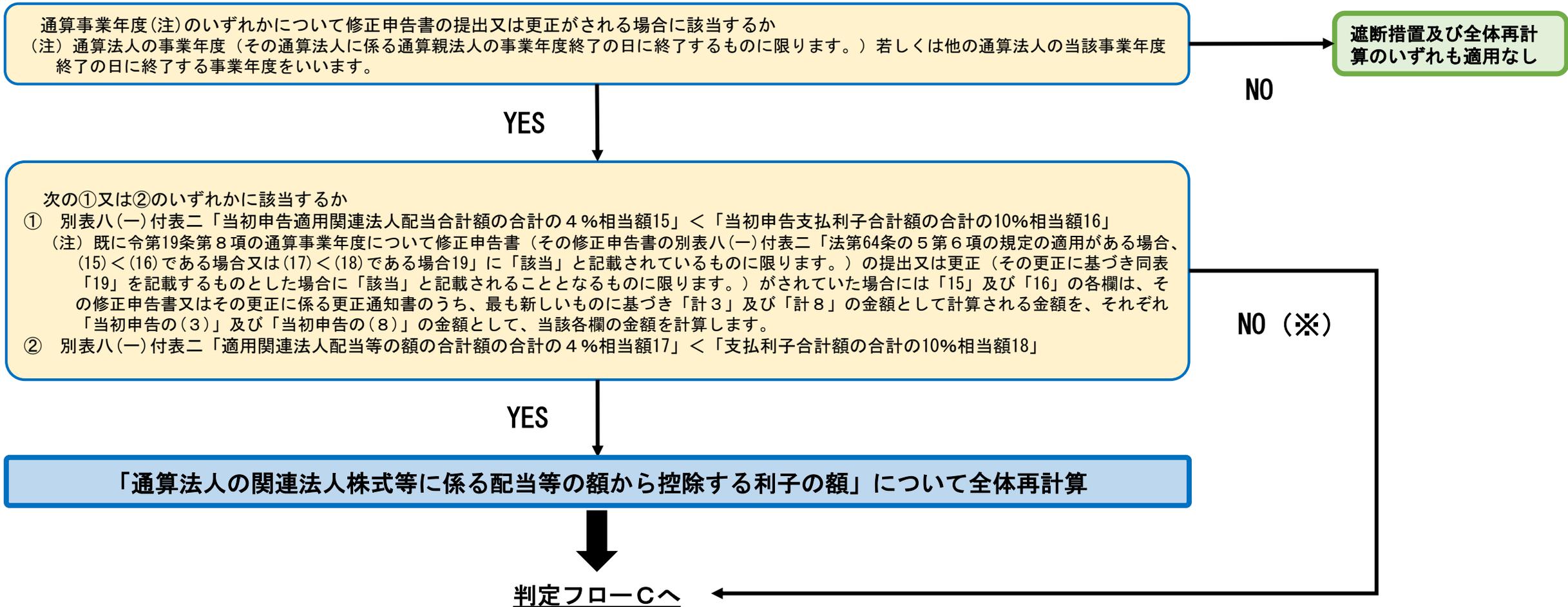
判定フローA（交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額））



(※) この段階では遮断措置を適用するかどうかの判定結果は出ず、判定フローC（損益通算、欠損金の通算）の判定結果に従います。
⇒ 判定フローCの判定結果が「遮断措置」となる場合は「交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額）」についても遮断措置が適用され、「全体再計算」となる場合は「交際費等の損金不算入（通算定額控除限度分配額）」についても全体再計算が適用されます。

III 遮断措置・全体再計算の判定フロー

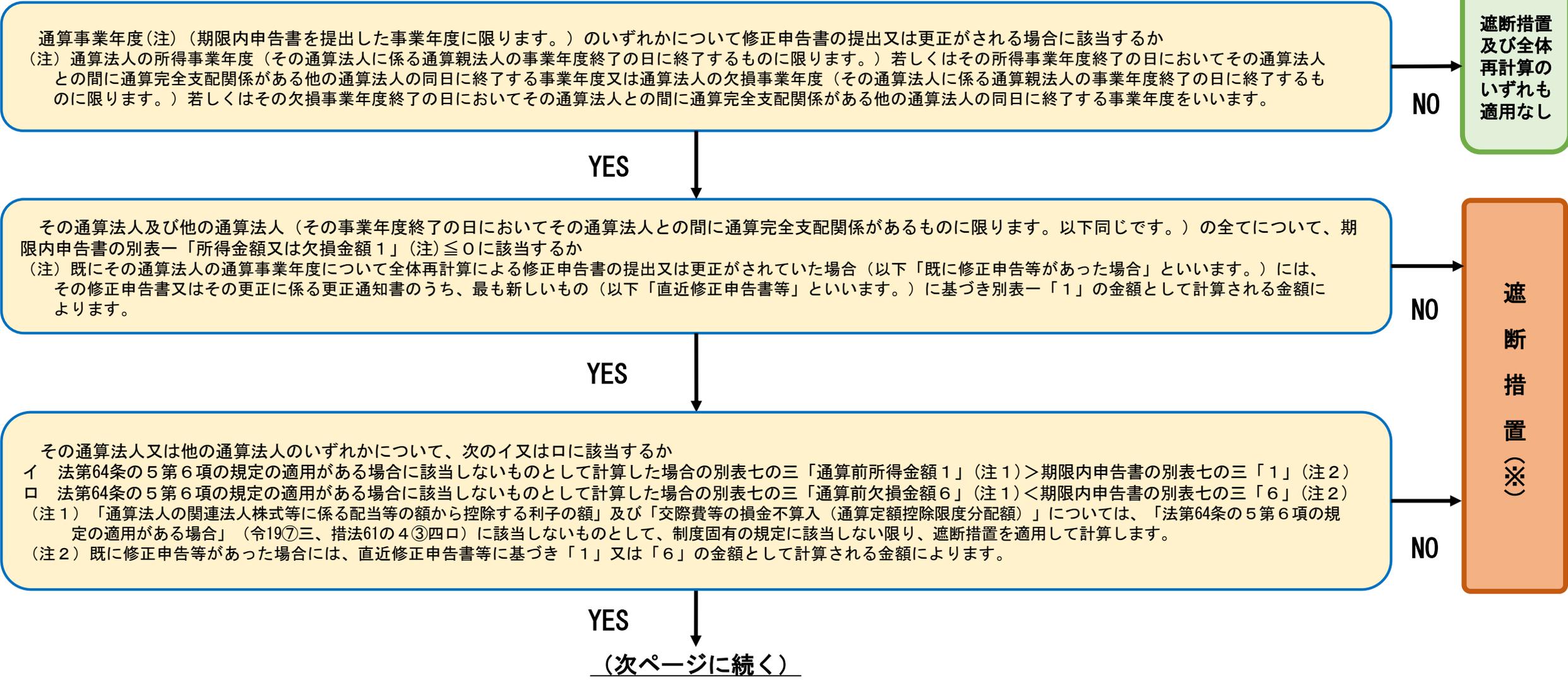
判定フローB（通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）



(※) この段階では遮断措置を適用するかどうかの判定結果は出ず、判定フローC（損益通算、欠損金の通算）の判定結果に従います。
⇒ 判定フローCの判定結果が「遮断措置」となる場合は「通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額」についても遮断措置が適用され、「全体再計算」となる場合は「通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額」についても全体再計算が適用されます。

Ⅲ 遮断措置・全体再計算の判定フロー

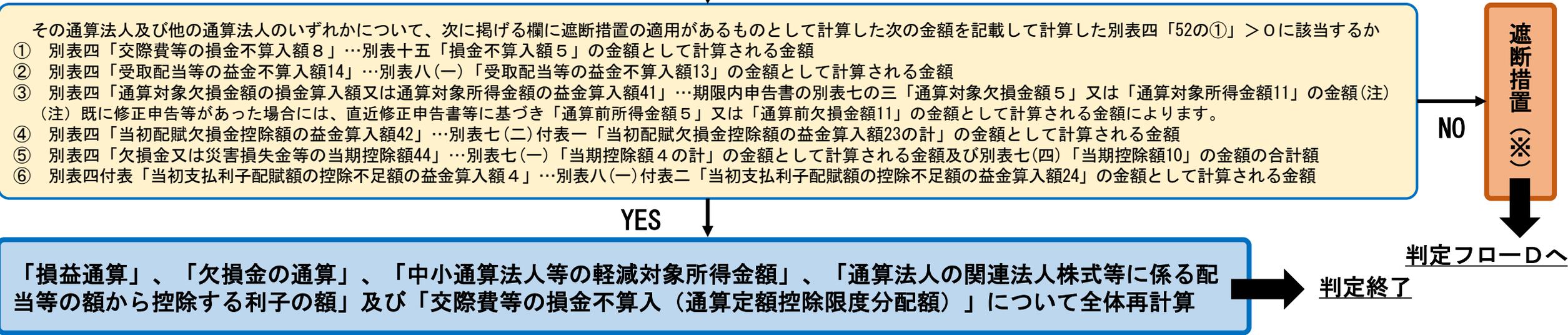
判定フローC（損益通算、欠損金の通算）



(※) 「遮断措置」と判定された場合は、「交際費等の損金不算入(通算定額控除限度分配額)」及び「通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額」(制度固有の規定により全体再計算と判定されるものを除きます。以下同じです。)についても遮断措置が適用されます(判定フローA及びBの(※)参照)。

III 遮断措置・全体再計算の判定フロー

判定フローC（損益通算、欠損金の通算）



判定フローD（中小通算法人等の軽減対象所得金額）

